整理番号：2-2
提言題名：ゴミ収集車に敷地のアスファルトを傷つけられた。早急な修復と再発防止を求める。

【提言の要旨】
ゴミ収集車に敷地のアスファルトを傷つけられた。所管担当者に連絡し，修復を依頼したところ，アスファルトを傷つけたその場を見ていなかったことから，修復は出来ないと回答がありました。ゴミ収集車による被害は過去にもあり，同様の傷をつけられ修復してもらった経緯があります。そもそも敷地に車が停まっていないからといって，勝手にゴミ収集車を敷地内に停めること自体が，ゴミ収集業務に従事する職員のモラルの低さではないでしょうか。敷地に駐車しないでほしいと注意しても同じことを繰り返すことがこのようなことにつながったものだと思います。所管課での従事者への指導が徹底されていないのではないでしょうか。このようなことがあると常に見張っていないといけないし，できなければ防犯カメラを設置する等の対応が必要となりますが，市民が安心して業務を任せられない現状に対し，憤りと失望感があります。早急な修復と再発防止に関して，具体的な対応策の回答を要望します。
（40 代　男性　平成 30 年 5 月受付）

【回答の要旨】
お問い合わせの件は，現地を確認したうえで対応したいと思いますので，少々お時間をいただきたいと思います。
（環境対策課　平成 30 年 5 月回答）

【その後の対応】
現地へ赴き，損傷個所を確認したのち 5 月 24 日修繕工事を完了しました。また，収集する際は十分注意するよう収集業者に指導しました。